

# 令和元年台風第19号等に係る 被害状況及び政府の対応状況

内閣府（防災担当）災害緊急事態対処担当

## 1 はじめに

平成31年4月1日、新しい元号を「令和」とする政令が閣議決定され、5月1日の皇太子殿下の御即位に伴い、令和の新しい時代がスタートしました。平成の時代は、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大規模な災害が発生していますが、平成の最後の5年間だけでも、平成26年の広島土砂災害や御岳山噴火、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の7月豪雨や北海道胆振東部地震と、多数の人的被害等が毎年発生しました。令和元年も、台風第19号等により甚大な被害が発生しました。

そこで本稿では、令和元年に発生した災害のうち、関東地方南部を中心に猛烈な風雨となった台風第15号と、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった台風第19号の被害状況と政府の対応についてご紹介したいと思います。

## 2 令和元年台風第15号の 被害状況と政府の対応

### 1) 被害状況

令和元年台風第15号は、令和元年9月7日から8日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上し、9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸しました。その後、9日朝には茨城県沖に抜けましたが、台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となりました。特に、千葉市で最大風速35.9m、最大瞬間風速57.5m

を観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となりました。

この台風により、令和元年12月23日時点で、死者3名、重傷者13名等の人的被害のほか、家屋の全壊391棟、半壊4,204棟、一部損壊7万2,279棟等の被害が発生しています。また、千葉県を中心に停電や断水が相次ぎ、停電が約93万戸（最大）、断水が約14万戸（最大）発生し、電力に関しては、現場の被害状況の確認や倒木の処理に時間を要したこと等により復旧作業が長期化するなど、ライフラインにも大きな被害が生じました。

### 2) 政府の対応

台風が上陸する前の9月6日に関係省庁災害警戒会議を開催し、政府としての警戒態勢を確保した上で、9月8日には気象庁が臨時の記者会見を実施し、自分の命、大切な人の命を守るための行動を強く呼びかけました。9月9日以降、国から千葉県庁及び市町村に連絡員を派遣し連携体制を整えたほか、10日には山本防災担当大臣（当時）出席のもと関係省庁災害対策会議を開催しました（以降、計15回にわたり開催）。また、同日、内閣府調査チームを千葉県へ派遣したほか、武田防災担当大臣が千葉県及び東京都（12日：千葉県庁、香取市、多古町、15日：東京都大島、新島、16日：千葉県館山市、鋸南町、君津市）を、今井内閣府大臣政務官が千葉県（19日：千葉県庁、君津市、富津市、27日：館山市、袖ヶ浦市）を現地視察し、被害状況等を直接確認するなど、被災地におけるニーズの把握等を行い、政府全体で被災者に寄り添った支援を実施しました。

停電や断水等により多くの方々が避難所での生活を余儀なくされたこと等を踏まえ、9月17日に約13.2億円の予備費の使用を閣議決定し、水、食料、段ボールベッドなど、避難所の生活環境整備や避難者の生活に必要な物資を調達、発送し、被災された方々の支援を行いました。このほか、自衛隊の各部隊による給水支援や入浴支援等をはじめ、海上保安庁では巡視船による入浴支援や給水支援、観光庁では千葉県への宿泊団体に対して、入浴支援や炊き出し等の支援を協力要請する等、政府一丸となった支援を実施しました。

また、台風第15号の対応においては、昨年度から運用が開始された「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災市区町村の首長への助言や応援職員のニーズ把握など、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するチーム（総括支援チーム）の派遣が行われたほか、避難所の運営や罹災証明書の交付等の被災市区町村が行う災害対応業務の支援として、他の自治体から被災自治体に対して応援職員を派遣する支援（対口支援）が行われました。当該システムに基づき、総括支援チームとして、被災9市町に対し9都県市から延べ約310名が、対口支援として、被災9市町に対し16都県市から延べ約3,500名が派遣されています。

今回の台風災害で極めて多くの家屋が、暴風による屋根の被害や、直後の強風を

伴う降雨による屋内への浸水被害を受け、被災者の方々の日常生活に著しい支障が生じました。これを契機として、被災者の生活の安定を確保する観点から、災害救助法の応急修理制度の対象が拡充されました。具体的には、住家の屋根、壁等の被害の全体に占める割合（損害割合）に基づき「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」の4区分になっているものを、今回「半壊に至らない」のうち、半壊に近い10%以上20%未満の損壊割合を新たに「一部損壊（準半壊）」（仮称）（基準額は30万円以内）として応急修理の対象に位置付け、計5区分としました。本制度は、令和元年8月28日から施行（同年8月に佐賀県で発生した前線に伴う大雨から支援の対象）され、台風第15号から台風第19号までの一連の災害（10月24日から26日までの大雨を含む）をはじめとして、災害救助法が適用された災害による被害が対象となりました。

なお、台風第15号に係る災害救助法、被災者生活再建支援法の適用状況、及び激甚災害指定の状況については、以下のとおりです。なお、後述の台風第19号等でも同様ですが、これら法制度の適用等に際しては、内閣府職員を被災自治体へ派遣し、災害救助法や住家の被害認定調査等の説明会を開催する等、法の適切な運用に関する支援等を実施しています。また、激甚災害の指定については、被災自治体が財政面での不安なく、復旧・復興に迅速に取り組めるよう、被害状況調



写真1 千葉県富津市の住家被害



写真2 東京都大島町の住家被害

査の結果が、指定基準に達する見込みであると判明した場合には、指定政令の閣議決定を待たず、速やかに「指定見込み」の公表を行うこと等に取り組んでいます。

○災害救助法の適用：千葉県 25 市 15 町 1 村、東京都島しょ大島町

○被災者生活再建支援法の適用：茨城県 県内全域（※1）、千葉県県内全域（※2）、東京都大島町、新島村、神奈川県横浜市

※1:茨城県は台風第15号から台風第19号までの一連の災害、

※2:千葉県は台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害

○激甚災害指定：令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（※令和元年 8 月から 9 月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。））

・指定見込公表：9 月 20 日

・閣議決定：10 月 11 日

対象地域	主な適用措置
全国	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
千葉県鋸南町	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

### 3 令和元年台風第19号の被害状況と政府の対応

#### 1) 被害状況

令和元年台風第19号は、令和元年10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けました。台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となりました（10日から13日までの総雨量は神奈川県箱根町で1,000mmに達し、関東甲信地方と静岡県の17地点で500mmを超えた）。この記録的な大雨により、12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨

県、長野県の7都県に、12日19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県の5県に、13日0時40分に岩手県に大雨特別警報が発表されました。

この台風による被害は、令和2年1月10日時点で、死者・行方不明者89名、重傷者37名のほか、家屋の全壊3,203棟、半壊2万7,154棟、一部破損2万9,985棟、床上浸水7,316棟等となっています。また、関東甲信越地方、東北地方を中心に停電や断水が相次ぎ、停電が約52万戸（最大）、断水が約16.8万戸（最大）発生するなど、ライフラインにも大きな被害が生じました。

多くの河川で決壊が発生し、国管理河川では6水系7河川12箇所、都道府県管理河川では20水系67河川128箇所が決壊が発生しました。このうち、長野県長野市では、信濃川水系千曲川の堤防決壊により多くの被害が発生し、千曲川に架かる上田電鉄別所線千曲川橋梁の左岸川橋台が落橋したほか、阿武隈川水系阿武隈川では、流域内で土砂・洪水氾濫が発生し、五福谷川等の支川の勾配の緩い区間で土砂が河道を埋塞し大量の土砂が氾濫するなど、広範囲にわたり多くの家屋被害が生じました。

#### 2) 政府の対応

台風が接近する前の10月8日及び上陸する前の11日に関係省庁災害警戒会議を開催し、政府としての警戒態勢を確保するとともに、武田防災担当大臣から、早めの避難や安全の確保を呼びかけました。また、11日には関係閣僚会議も開催し、安倍総理から、改めて事前の備えを十二分に行うとともに、緊張感をもって、被害状況等の情報収集の徹底し、国民の安全・安心の確保に万全を期すこと等の指示がありました。台風通過直後の13日には「令和元年台風第19号非常災害対策本部」（非常災害対策本部会議は計18回開催）を設置するとともに、翌14日には各府省の事務次官級職員を構成員





写真3 長野県上田市の落橋した鉄道橋



写真4 福島県郡山市の浸水被害

とする「被災者生活支援チーム」を設置し、被災状況の把握や応急対策の総合調整、被災地の課題やニーズに基づいた生活支援等を迅速かつ強力に進めました。13日には、内閣府調査チームを福島県、長野県、埼玉県、宮城県、栃木県及び茨城県の6県庁へ派遣したほか、各省庁から各被災地へ職員が派遣され、現地において、自治体の長や幹部と直接調整等を行いながら迅速な意思決定を行い、省庁横断的な支援を行いました。また、武田防災担当大臣を団長とする政府調査団の派遣（14日：福島県）、安倍総理及び武田防災担当大臣による現地視察（17日：福島県及び宮城県、20日：長野県）※など、被害状況等を直接確認した上で、災害応急対策に取り組みました。さらに、10月18日には、特定非常災害に指定し、被災者の権利を守るための特別な措置を講じる等、政府の総力を挙げて災害応急対策を推進しています。

※このほか、武田防災担当大臣は、10月13日：長野県、21日：茨城県、栃木県、福島県、24日：神奈川県、26日：千葉県、28日：岩手県、11月9日：静岡県、今井内閣府大臣政務官は、13日：千葉県、14日：千葉県、20日：長野県、21日：茨城県、栃木県、福島県、26日：千葉県を現地視察。

警察、消防、自衛隊、国土交通省においては、発災直後から全国の部隊を被災地に派遣し、救出救助活動や二次災害防止活動、生活支援等を実施しました。これらの実働部隊による活動規模は、警察災害派遣隊延べ約4,400人、緊急消防援助隊延べ約3,000人、自衛隊員延べ約7万9千人、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）延べ約3万1千人となっていま

す。

台風第19号の対応においても、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災市区町村の首長への助言等を通じた災害マネジメントの総括的な支援や、被災市区町村が行う災害対応業務の支援（対口支援）が行われました（総括支援チームとして、被災10市町に対し、10府県市から延べ約570名が、対口支援として被災27市町に対し、34道府県市から延べ約9,300名が派遣）。

10月20日に開催した第10回非常災害対策本部会議において、安倍総理から、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージをとりまとめるよう指示があり、これを受けて政府では、被災者のニーズに応じた住宅再建等や、中小企業や農林水産業等への支援、災害復旧や災害廃棄物の円滑な処理等の施策をとりまとめるとともに、被災自治体が財源に不安なく取り組んでいただけるよう、11月8日に約1,316億円の予備費の使用を閣議決定しました。10月29日には、令和元年台風第19号を平成28年熊本地震以来2例目となる「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく非常災害として指定することを閣議決定し、被災自治体から要望があった6箇所の道路において直轄権限代行による災害復旧事業に速やかに着手しています。

さらに、12月13日には、令和元年度一般会計補正予算（第1号）として、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保に

必要な経費約2兆3,086億円を閣議決定しました。

なお、台風第19号に係る災害救助法、被災者生活再建支援法の適用状況、及び激甚災害指定の状況については、以下のとおりです。

○災害救助法の適用：14都県390市区町村

○被災者生活再建支援法の適用：14都県359市区町村※

※茨城県は台風第15号から台風第19号までの一連の災害、千葉県は台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害

○激甚災害指定：令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（※台風第19号、第20号及び第21号の暴風雨による災害）

・指定見込公表：10月18日、21日

・閣議決定：10月29日

（適用措置の追加等 指定見込公表：11月19日 閣議決定：11月29日）

対象地域	主な適用措置
全国	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

#### 4 令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証

上記のとおり、政府では、災害対応にあたっては、警戒態勢の確保から、被災自治体に対する職員の派遣、災害対策本部の設置、法制度の適用による支援など、各省庁が一体となって災害対応にあたっています。一方で、自然災害は毎回態様が異なるものであり、発生した災害から得られた教訓については次への備え

に活かしていくことが重要です。

令和元年の台風第15号や第19号をはじめとした一連の災害に係る課題について、「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」を開催し、台風第15号で課題となった長期停電、通信障害、国・地方自治体の初動対応等について、改善すべき課題を抽出し、対応策を整理し、1月16日に中間とりまとめを公表したところです。

台風第19号に係る論点については、避難行動につながる情報収集、情報提供・発信に関しては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置し、災害リスクと取るべき行動の理解促進、高齢者等の避難の実効性の確保、わかりやすい防災情報の提供（避難勧告、避難指示のあり方）等について検討するほか、河川・気象情報等の発信・伝達に関しては、国土交通省において「河川・気象情報の改善に関する検証チーム」で検討するなど、引き続き検証を行い、年度末を目途に結論を得た上で最終とりまとめに反映予定です。

#### 5 おわりに

災害対応は、実際の災害の状況や対応について検証し、そこから得られる教訓を踏まえ、不断の努力の上に成り立つものです。内閣府では、これら検証結果等を踏まえ、災害対応についての必要な見直し、訓練等を積み重ね、次の災害対応に備えて参ります。読者の皆様におかれましては、改めて、災害は毎年必ずどこかで起こり得るものをご認識いただき、日頃からの防災意識の向上・訓練等への参加に努めていただきますようお願いいたします。なお、防災対策や広報・啓発関係等の防災に関する資料を、以下に公開していますので一度ご覧ください。

（内閣府 防災情報のページ：  
<http://www.bousai.go.jp/>）



「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」中間とりまとめ（台風第15号検証）	
被害状況の把握	対応策
<p><b>〔1〕長期停電関係</b></p> <p><b>被害状況の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害規模に応じた監視委員の不足</li> <li>監視と故障箇所との同時調査による状況把握の遅れ</li> <li>ドローン操作委員の不足</li> <li>東京電力の復旧システムでは低圧線・引込線の損傷による停電（いわゆる「隠れ停電」）が把握できず</li> <li>初期期における停電への問い合わせ対応委員の不足</li> </ul> <p><b>復旧作業復旧プロセス情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業に時間を要し、通電が遅れ</li> <li>東京電力と関係機関（通信事業者、自衛隊、地産電力会社等）間の連携が不十分</li> <li>復旧見通しの発表が遅く何度も変更</li> <li>初期期において、電源車の運用を担う技術者不足等により、電源車の派遣オペレーションが非効率</li> </ul> <p><b>送配電網のハート対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた鉄塔の技術基準の整備や、電柱・配電線への倒木対策が不十分</li> </ul> <p><b>非常用電源の導入等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院や官公庁など継続的な電力供給が必要な重要施設における非常用電源の確保が不十分</li> <li>山間部など復旧難航地域の停電が長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則24時間、大規模災害時にも48時間以内に被害状況を把握する体制整備（監視委員の計画的配置等）</li> <li>ドローン専属チームの標準配置、操作委員の育成・確保、運用方針整備等</li> <li>スマートメーターデータの活用による一般住宅宅等の停電確認の徹底</li> <li>SNSやチャット等を活用した入電本数の抑制策の実施</li> <li>大規模災害時において、完全復旧よりも早期の停電解消を最優先する「復旧」の早期実施</li> <li>電力会社・関係機関間の災害時連携計画の制度化</li> <li>電力会社・通信事業者の連絡体制構築、訓練等の実施</li> <li>復旧見通し精度向上のための被害情報集約・報告手法の効率化</li> <li>東京電力リゾンの対応手引き・情報共有ツールの整備</li> <li>電源車対応専任チームの標準配置</li> <li>地域の実情を踏まえた鉄塔の技術基準の見直し</li> <li>鉄塔の計画的な更新や無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度の見直し</li> <li>電力会社・自治体の連携による事前伐倒・インフラ施設に近接する森林について協定締結のうえ森林整備を行う「重要インフラ施設周辺森林整備」を創設</li> <li>医師・福祉・上下水道施設・官公庁等・避難所等の社会的な重要施設への非常用電源の整備促進</li> <li>地域における災害時のレジリエンス向上のための分散型電源設置を促進する制度整備</li> </ul>
<p><b>〔2〕通信障害関係</b></p> <p><b>通信障害の状況把握と情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の通信障害状況をエリアマップで公表しているが、定量的な影響が不明、HPのみでの公表のため障害地域では利用者が困惑する</li> <li>倒木等による通信塔の被災箇所等について関係機関への情報共有が不十分</li> <li>固定電話利用者の通信障害に対する全体把握が困難</li> </ul> <p><b>復旧作業復旧プロセス情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話・固定電話の復旧見込みが非公表</li> <li>復旧に関する関係機関との情報共有、対応調整が不十分</li> <li>県・市町村間の非常時の通信手段が一部活用されず</li> </ul> <p><b>非常用電源の長期化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期間の停電のため重要な通信施設の非常用電源が持続せず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の通信障害について、影響利用者数等の定量的な指標での情報提供</li> <li>携帯電話利用者（障害地域内の利用者含む）へのわかりやすい情報提供</li> <li>関係機関との情報共有に関する緊急省庁エゾン・通信事業者エゾンの役割明確化</li> <li>利用者への固定電話の疎通状況確認の呼びかけなど、障害把握の方法を改善</li> <li>携帯電話の復旧見込みの公表のタイミング・具体的内容を検討し運用開始（固定電話についても検討）</li> <li>早期復旧のための関係機関との連携強化に関する総務省のリエゾン業務のマニュアル化、訓練等による充実</li> <li>災害対策用移動通信機器の自治体への事前貸出をプッシュ型で実施</li> <li>携帯電話基地局等の非常用電源を長期化</li> <li>総務省（総合通信局）への移動電源車の追加配備</li> <li>基地局を搭載した保管ドローンの活用</li> </ul>

(注1) 中間とりまとめについては、台風第15号における課題を中心として行った検証結果をとりまとめたものであり、台風第19号の検証も踏まえ、令和元年度末に最終とりまとめ予定。  
(注2) 台風第15号における課題と対応策については、台風第19号で活かされたものもある。

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」中間とりまとめ（台風第15号検証）	
被害状況の把握	対応策
<p><b>〔3〕初動対応関係</b></p> <p><b>災害に倒れていない自治体への支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国から被災自治体への職員派遣について、そのタイミング、派遣先、位置づけ等の再整理</li> <li>現場の災害対応における、国、地方自治体、事業者等関係者の調整のあり方</li> <li>大規模な災害発生時における、地方自治体の首長や危機管理・防災責任者のリーダーシップのあり方</li> <li>迅速な災害対応のための体制の確立</li> </ul> <p><b>地方自治体における災害対応職員の不足等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体の災害対応にあたる技術職員や災害対応をマネジメントする見込を有する職員の不足等</li> </ul> <p><b>平時からの備え</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時に地域社会の迅速な復旧を図るための連携体制のあり方</li> </ul> <p><b>備蓄の促進と情報共有、物資支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資の状況、物流の運搬状況等の情報に関する行政機関での共有のあり方</li> <li>国のプッシュ型支援の物資内容の増加不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な被害が予想される場合には、被害状況を迅速に把握し、被災自治体をサポートできるよう、直ちに「内閣府調査チーム」を派遣</li> <li>政府現地災害対策室を設置し、関係省庁が一体となって、災害対応を迅速に行うため、現場におけるレベルに応じて、連絡会議・調整会議・現地作業調整会議を開催</li> <li>自治体の危機管理・防災責任者を対象に、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修の充実</li> <li>広域行政主体としての都道府県における、各種支援を迅速・的確に受け入れるための受援体制と市町村への応援体制の構築を促進</li> <li>被災市区町村応援職員派遣システムの一層の活用・充実</li> <li>都道府県等の技術職員の増員を支援</li> <li>テックフォースの人員充実など、国の応援体制を充実</li> <li>URの被害家世帯認定調査に関する支援体制を早期に確保</li> <li>民間事業者や建築士等の業界団体との災害協定の締結</li> <li>河川工事施工確保に向けた建設業者等の受け手の確保・育成</li> <li>広域行政主体としての都道府県における、多様なライフライン関係機関との間で、「防災連絡会」のような平時からの相互協力体制の構築を促進</li> <li>国・県・市町村の備蓄の促進と備蓄物資の「物資システム」への登録・情報共有</li> <li>国のプッシュ型支援の標準的な品目のメニュー化と周知</li> </ul>
<p><b>〔4〕その他</b></p> <p><b>公共交通機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画運休について、運転再開時に多くの利用者が駅に集中し、駅での入場規制等の混乱が発生</li> <li>空港アクセスに支援が発生する一方、滑走路が正常に運用できたことから、空港の滞留者が増加、空港利用者に對する情報提供も不十分</li> </ul> <p><b>ブルーシート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーシートを設置できる地域の事業者が不足</li> <li>台風第15号においては、以下対応がなされたが、被災家屋へのブルーシート設置に時間を要した</li> <li>消防機関、建設業界、NPO団体、自衛隊等の設置支援</li> <li>千葉県による事業者とのマッチング</li> <li>施工方法を紹介する講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画運休について、運転再開に必要な委員・資機材配置等の事前準備の強化、利用者に對し混乱が発生しないよう工夫した情報提供の実施</li> <li>成田国際空港等において、災害発生時に空港アクセス事業者等との調整などを担う「総合対策本部」の早期設置や多言語による情報提供の充実</li> <li>自治体による設置事業者の紹介を促進、消防機関、設置技術のあるNPO、技術者を有するボランティア、自衛隊など設置支援をする者について役割分担の考え方を整理</li> <li>被災者と設置事業者とのマッチング支援（台風第15号において千葉県が実施）等の対策案を全国の都道府県に展開</li> <li>設置技術のあるNPO団体が監督する施工方法の手引きを広く公開</li> <li>設置技術の講習会を行えるNPO団体の整備を提供し、災害時の実施を促進</li> </ul>

※台風第19号に係る諸点については、  
・避難行動につながる情報収集、情報提供・発信に関しては、内閣府の「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において  
・河川・気象情報等の発信・伝達に関しては、国土交通省の「河川・気象情報の改善に関する検証チーム」において等、それぞれの府省庁において検証を行い、年度末を目途に結論を得た上で、最終とりまとめに反映予定。  
(注1) 中間とりまとめについては、台風第15号における課題を中心として行った検証結果をとりまとめたものであり、台風第19号の検証も踏まえ、令和元年度末に最終とりまとめ予定。  
(注2) 台風第15号における課題と対応策については、台風第19号で活かされたものもある。

図 「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」中間とりまとめ（令和2年1月16日公表 内閣府）[http://www.bousai.go.jp/pdf/r1t\\_15\\_19.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/r1t_15_19.pdf)